

令和5年度 中部地方整備局 ダム事業費等監理委員会及び部会

日時: 令和5年9月7日13:30～17:00

場所: ウィンクあいち10階 会議室1001
(WEB会議併用)

【 次 第 】

- | | |
|------------------|--------|
| 1. 開 会 | 13:30～ |
| 2. 挨 拶 | |
| 3. 議 事 | |
| 1)ダム事業費等監理委員会 | |
| (1)部会運営要領の改正について | |
| 2)ダム事業費等監理部会 | |
| (1)天竜川ダム再編事業部会 | 13:45～ |
| (2)新丸山ダム建設事業部会 | 14:25～ |
| (3)設楽ダム建設事業部会 | 15:15～ |
| (4)三峰川総合開発事業部会 | 15:55～ |
| 4. 議事要旨の確認 | 16:35～ |

令和5年度 中部地方整備局
ダム事業費等監理委員会及び部会

【 委員会・部会 出席名簿 】

(順不同、敬称略)

区分	氏名	所属	出席
委員長	マツオ ナオキ 松尾 直樹	中部大学 名誉教授	対面
委員	オガワ ヨシキ 小川 芳樹	東洋大学 名誉教授	対面
	クニエダ ミノル 國枝 稔	岐阜大学工学部社会基盤工学科 教授	対面
	タカギ マサキ 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所	対面
	トヨタ ユウジロウ 豊田 雄二郎	中日新聞社 論説委員	対面
	マツモト ユキマサ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科 教授	欠席
新丸山ダム建設事業部会	マナベ ショウイチ 真鍋 将一	岐阜県県土整備部河川課長	対面
	ニシムラ カオル 西村 薫	愛知県建設局河川課長	対面
	ミズタニ トオル 水谷 亨	三重県県土整備部河川課長	WEB
	ドイ ヒロユキ 土居 裕幸	関西電力(株)再生可能エネルギー事業本部 丸山・笠置発電所改良工事所長	対面
設楽ダム建設事業部会	ニシムラ カオル 西村 薫	愛知県建設局河川課長	対面
	イシツカ トモカズ 石塚 友和	愛知県建設局水資源課長	対面
	スガヌマ タモツ 菅沼 保	愛知県企業庁水道部水道計画課	対面
天竜川ダム再編事業部会	ヤマダ マサシ 山田 真史	静岡県交通基盤部河川砂防局長 (代理)河川企画課長	対面
	オクムラ ヒロフミ 奥村 裕史	電源開発(株)中部支店長代理	対面
三峰川総合開発事業部会	ツチヤ ヒロユキ 土屋 博幸	長野県建設部河川課長 (代理)河川課 企画幹	WEB
	タギリ ヒロミ 田切 宏美	長野県企業局電気事業課長	WEB

中部地方整備局ダム事業費等監理委員会 委員会規則（案）

第1条（総 則）

本規則は、「中部地方整備局ダム事業費等監理委員会」（以下、委員会という。）を設置、運営するにあたり必要な事項を定めるものである。

第2条（目 的）

ダム建設事業は、調査計画段階から用地補償、生活再建、ダム本体施工を経て管理段階に至るまで、長い期間と多額の事業費を必要とするプロジェクトであることから、事業者として一層のコスト縮減、工期遵守が求められる。そのため、建設段階にあるダム事業の事業執行において事業費及び工程管理の充実を図るため、ダム建設事業の実施方針及び各事業に共通する監理すべき主たる項目等について、有識者の意見を聴取することを目的とする。

第3条（委員会の事務等）

委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- 一 建設段階にあるダム事業における効率的な事業執行を図るための監理項目
 - 二 建設段階にあるダム事業における効率的な事業執行を図るための監理手法
- 2 建設段階にあるダム事業の事業執行状況等を効果的に発信するための方策について助言する。

第4条（委員会の組織）

委員会は、別紙の土木技術、社会経済、マスコミ情報等の有識者をもって組織する。

第5条（委員の委嘱等）

委員会の委員は、中部地方整備局が委嘱する。

- 2 委員会の委員は、本規則第9条第1項一から四の各部会の委員を兼ねるものとする。

第6条（委員の任期等）

委員の任期は委嘱のあった日から4年後の年度末までとし、再任は連続3期までとする。

第7条（委員長）

委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が委員長代理として委員長の職務を代理する。

第8条（委員会の開催）

委員会は、必要に応じて中部地方整備局の要請により、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、非公開で開催する。

第9条（部会の設置）

委員会には、本則第3条第1項一及び二に関して事業の実施状況を確認するため、次の一から四の部会を置く。

- 一 新丸山ダム建設事業部会
 - 二 設楽ダム建設事業部会
 - 三 天竜川ダム再編事業部会
 - 四 三峰川総合開発事業部会
- 2 部会の組織、運営等必要な事項については、別に定める中部地方整備局ダム事業費等監理部会運営要領による。

第10条（情報公開）

委員会の会議資料及び議事要旨は、次の一から八の情報を除き公開とする。

- 一 個人に関する情報及び特定の個人を識別できるもの
 - 二 法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの
 - 三 国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
 - 四 率直な意見の交換及び中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
 - 五 特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - 六 国もしくは地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれのあるもの
 - 七 地方公共団体が経営する企業の経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの
 - 八 希少動植物の生息場所等の当該生物の保護に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 2 委員の氏名及び所属は公表するものとする。

第 1 1 条（委員会事務局）

委員会事務局は、国土交通省中部地方整備局河川部に置く。

第 1 2 条（雑則）

本規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定めることができる。

附 則

本規則は、令和 元年 8 月 2 1 日から適用する。

令和 2 年 5 月 2 2 日一部改正

令和 4 年 1 月 1 8 日一部改正

令和 5 年 月 日一部改正

中部地方整備局ダム事業費等監理委員会 委 員 名 簿

区 分	分 野	氏 名	所 属
委員長	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学／名誉教授
委員	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学／名誉教授
	コンクリート工学	くにえだ みのる 國 枝 稔	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	マスコミ	とよだ ゆうじろう 豊田 雄二郎	中日新聞社／論説委員
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授

(五十音順、敬称略)

中部地方整備局ダム事業費等監理部会

部会運営要領（案）

第1条（総 則）

本要領は、中部地方整備局ダム事業費等監理委員会規則（以下、規則という）第9条に基づく部会を運営するにあたり、必要な事項を定めるものである。

第2条（目 的）

部会は、規則第3条第1項一及び二に基づき事業の実施状況を確認し、意見をすることを目的とする。

第3条（部会の事務等）

部会は、次の一から六に掲げる事項を確認し、意見を述べるものとする。

- 一 事業を巡る社会経済情勢の変化
- 二 事業の進捗状況と事業進捗の見込み
- 三 当該年度の予算と事業実施内容
- 四 当該年度の実施目標及び実施スケジュール
- 五 コスト縮減策の具体的な内容
- 六 その他

第4条（部会の組織）

部会は、別紙の中部地方整備局ダム事業費等監理委員会委員（以下、委員という。）、ダム事業毎の関係行政機関及び利水者等（以下、構成員という。）をもって組織する。

第5条（部会長）

部会には部会長を置き、中部地方整備局ダム事業費等監理委員会委員長（以下、委員長という。）が部会長を務めるものとする。

- 2 部会長は、部会の事務を掌握し、議事を進行する。
- 3 部会長は、必要に応じて部会長の指名する者を部会に招請し、意見を求めることができる。
- 4 部会長に事故あるときは、規則第7条第3項により委員長が指名する委員が部会長の職務を代理する。

第6条（部会の開催）

部会は、原則として毎年度1回を開催するものとし、中部地方整備局の要請により、

部会長が招集する。

- 2 部会は、本要領第4条により組織される委員の過半数かつ構成員の過半数の出席をもって成立する。なお、関係行政機関、利水者等の構成員は代理出席を可能とする。
- 3 部会は、非公開で開催する。

第7条（情報公開）

部会の会議資料及び議事要旨は、次の一から八の情報を除き原則公開とする。

- 一 個人に関する情報及び特定の個人を識別できるもの
 - 二 法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの
 - 三 国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
 - 四 率直な意見の交換及び中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
 - 五 特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
 - 六 国もしくは地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれのあるもの
 - 七 地方公共団体が経営する企業の経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの
 - 八 希少動植物の生息場所等の当該生物の保護に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 2 委員及び構成員の氏名及び所属は公表するものとする。

第8条（部会事務局）

部会事務局は、ダム事業担当する次の一から四の事務所に置く。

- 一 新丸山ダム工事事務所 （新丸山ダム建設事業部会）
- 二 設楽ダム工事事務所 （設楽ダム建設事業部会）
- 三 浜松河川国道事務所 （天竜川ダム再編事業部会）
- 四 三峰川総合開発工事事務所 （三峰川総合開発事業部会）

第9条（雑則）

本要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会において定めることができる。

附 則

本要領は、令和 元年 8月21日から適用する。

令和 2年 5月22日一部改正

令和 2年 8月21日一部改正

令和 4年 1月18日一部改正

令和 4年 5月17日一部改正

令和 5年 月 日一部改正

新丸山ダム建設事業部会 名 簿

区 分	分 野	氏 名	所 属
委員長	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学／名誉教授
委 員	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学／名誉教授
	コンクリート工学	くにえだ みのもる 國 枝 稔	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	マスコミ	とよだ ゆうじろう 豊田 雄二郎	中日新聞社／論説委員
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
構成員	関係行政機関	まなべ しょういち 真鍋 将一	岐阜県県土整備部河川課長
		にしむら かおる 西村 薫	愛知県建設局河川課長
		みずたに とおる 水谷 亨	三重県県土整備部河川課長
	利水者等	どい ひろゆき 土居 裕幸	関西電力(株)再生可能エネルギー事業本部 丸山・笠置発電所改良工事所長

(順不同、敬称略)

設楽ダム建設事業部会 名 簿

区 分	分 野	氏 名	所 属
委員長	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学／名誉教授
委 員	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学／名誉教授
	コンクリート工学	くにえだ みのもる 國 枝 稔	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	マスコミ	とよだ ゆうじろう 豊田 雄二郎	中日新聞社／論説委員
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
構成員	関係行政機関	にしむら かおる 西村 薫	愛知県建設局河川課長
		いしづか ともかず 石塚 友和	愛知県建設局水資源課長
	利水者等	すがぬま たもつ 菅沼 保	愛知県企業庁水道部水道計画課長

(順不同、敬称略)

天竜川ダム再編事業部会 名 簿

区 分	分 野	氏 名	所 属
委員長	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学／名誉教授
委 員	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学／名誉教授
	コンクリート工学	くにえだ みのもる 國 枝 稔	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	マスコミ	とよだ ゆうじろう 豊田 雄二郎	中日新聞社／論説委員
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
構成員	関係行政機関	もちづき よしひと 望月 嘉 徳	静岡県交通基盤部河川砂防局長
	利水者等	おくむら ひろふみ 奥村 裕史	電源開発(株)中部支店長代理

(順不同、敬称略)

三峰川総合開発事業部会 名 簿

区 分	分 野	氏 名	所 属
委員長	ダム維持管理	まつお なおき 松尾 直規	中部大学／名誉教授
委 員	環境経済システム	おがわ よしき 小川 芳樹	東洋大学／名誉教授
	コンクリート工学	くにえだ みのる 國 枝 稔	岐阜大学工学部社会基盤工学科／教授
	公認会計士	たかぎ まさき 高木 正樹	公認会計士高木正樹事務所
	マスコミ	とよだ ゆうじろう 豊田 雄二郎	中日新聞社／論説委員
	交通工学	まつもと ゆきまさ 松本 幸正	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科／教授
構成員	関係行政機関	かわかみ まなぶ 川上 学	長野県建設部河川課長
	利水者等	たぎり ひろみ 田 切 宏美	長野県企業局電気事業課長

(順不同、敬称略)

令和4年度 第2回中部地方整備局ダム事業費等監理委員会及び部会

議事要旨

日 付：令和4年8月24日（水） 13：30～17：15

場 所：AP名古屋7階 Lルーム

出席者：松尾委員長、内田委員、小川委員、豊田委員、松本委員
各部会構成員

- 次 第：
1. 開会
 2. 挨拶
 3. 議事
 - 1) ダム事業費等監理委員会
 - 2) ダム事業費等監理部会
 - (1) 新丸山ダム建設事業部会
 - (2) 設楽ダム建設事業部会
 - (3) 天竜川ダム再編事業部会
 - (4) 三峰川総合開発事業部会
 4. 議事要旨の確認

1) ダム事業費等監理委員会

いただいた意見：

※意見なし

2) ダム事業費等監理部会

いただいた意見：

【全事業共通】

- 社会経済情勢に変化が生じる中、年度毎の執行状況を踏まえ、現計画に対して事業費・工期の増減となる要因やそれらの今後の見通しについては、事業監理にも適切に反映できるよう明らかになったことから説明されたい。
- コスト削減の示し方については、総事業費に対する削減効果や各年度予算への反映状況を示すなど、表現方法を工夫し分かりやすい資料とされたい。
- 他ダムの事例や他事業での知見等も踏まえて新技術を活用するとともに、生産性向上並びに社会的課題の解決につながる、更なる新技術の開発にも取り組まれたい。

【新丸山ダム建設事業部会】

※個別意見なし

【設楽ダム建設事業部会】

- 付替道路については、早期に供用できるよう着実に整備を進められたい。併せて、供用の見込みも可能な限り早く示されたい。

【天竜川ダム再編事業部会】

- 全体工程における各項目（p7）と各年度予算での実施内容における各項目（p10、p15）の関連性が分かるように示されたい。

【三峰川総合開発事業部会】

- 事業完了に向け、現計画内の事業費に収められるように、執行監理を適切にされたい。

主な質疑

各事業共通

○コスト縮減や工期短縮だけでなく、社会的課題の解決、即ち SDG s につながる新技術についても、さらなる技術開発を進められるような取り組みをされたい。

○橋梁では、ライフサイクルコストを考慮して構造から変更することも考えられる。事業完了後も維持管理のための費用が継続的に必要となるため、イニシャルコストのみならずランニングコスト縮減の方策も検討されたい。

⇒引き続き、新技術、コスト縮減につながる方策を検討していく。

新丸山ダム建設事業部会

○全体事業費に対し、予想していなかった項目は純増として増えており、全体事業費に影響がないのか。

⇒新丸山ダム建設事業は工事を進めながら調査設計を実施しているため、不確定な要素があるため、現時点では現計画への影響を明確に示すことが難しい。今後、検討や精査を進め、現計画に対する影響をできるだけ早くとりまとめ、本委員会でご意見をいただけるように努めていきたい。

○用地補償費について、令和4年度は令和3年度から予算額が減っているが、予算執行に問題はないか。

⇒用地補償費のうち関西電力の発電所の補償に関わる部分は、工事工程に合わせて必要な予算を計上しているため、毎年同じ額ではなく年度によって予算は増減することとなる。

○働き方改革もあるが、ダム本体工事はⅡ期工事と続いていくので、技術的にも早くコスト縮減を考えていかないと間に合わないと思う。発注者と工事受注者が連携して、新技術開発するなど努力する体制を作っていただけるとよい。

○新丸山ダムの水位上昇、流量増加等は発電量増加に寄与するのか。寄与した場合どうなるのか。減電補償が戻ってくること等があるのか。

⇒ダムの水位上昇によって発電量が増加になるため、建設費においては、関西電力に費用の一部

を負担していただいている。発電所の補償工事により発電できなくなった分の補償であり、実績で精算している。

○働き方改革を実施するためには仕事の仕方改革・生産性向上策・DXの本格的取組等が絶対条件であり、それぞれどのような具体策を考えているか。

⇒働き方改革等を踏まえ、ダム本体工事は完全週休二日で行っている。また、合わせて現場の作業時間については、地元の方々のご意見を丁寧に関き調整しながらやっている。建設DXの取り組みとしては、3次元データを活用したコンクリート打設の自律施工や無人の重機による敷き均し等を工事受注者と工夫しながら、生産性向上の取り組みを検討している。

設楽ダム建設事業部会

○令和3年度の付替道路関係の先送り減について、現在も林業関係者から合意は得られていないのか。また、具体的になぜ合意が得られていないのか。

⇒現時点で合意は得られていない。林道は、土地を買収して整備するものではなく、付替林道上の立木の補償と付替林道によって山林としての利用を制限することによる損失の補償を行っている。現地は複数の土地名義人の所有で相続も発生している土地もあり、土地の境界確認および林道ルートの手合等手時間手要している。

○計画変更により総事業費の増額、工期の延伸が行われることとなったが、地域の方々に説明した際の反応はどうであったか。

⇒事業費の増額については、特段の意見は出していない。一方で、工期の延伸については、落胆の声が多い。そのため、少しでも早く完成できるよう工期短縮に取り組むとともに、AR技術などを活用し、現地で完成した未来の姿をイメージしていただくことも重要だと思っている。

○令和3年度で先送り減となったものは令和4年度での実施となり、先送りした項目の当初予算は前年度比で増額となるのではないか。

⇒年度ごとに実施内容が異なるため一概に前年度より増額になるということではないが、令和3年度から令和4年度への先送り分は令和4年度予算に含まれる。

○ダム左岸の建設発生土受入地の利用が計画されていたが、今回の工期延伸により遅れることとなった。同様に地元で計画されているもので遅れるものはあるのか。あるならばできる限り早く供用できるようにするとともに、どれくらい遅れるのか示してほしい。

⇒他にも建設発生残土を活用して公園を整備する計画があり、これも遅れることになる。早期に見通しを示せるようにする。

○事業の全体工程（p8）では付替道路の工程も示してもらえると良い。

⇒今後、付替道路の工程も含めて示すようにする。

○当初の基本計画策定から14年のうちに1,130億円も工事費が増加し、12年もの工期の延伸をしているという現実を厳しく受け止め、他ダムの事例や他事業での知見等も踏まえ、工期短縮・

コスト縮減といった取り組みを組織内で当たり前となるように取り組んでいただきたい。

天竜川ダム再編事業部会

○令和 3 年度当初予算と令和 4 年度当初予算がほぼ変わらないが、令和 4 年度に実施としている秋葉ダムのスルーシングの予算は見込んでいるのか。

⇒秋葉ダムのスルーシングについては既存施設の運用変更で実施するため、令和 4 年度の予算額は小さい。なお、水位を下げることで周囲の構造物に影響する場合には、対策工事の実施が必要となる。

○全体工程（p7）によると令和 5 年度から堆砂対策施設及び管理設備工事が実施されるため、令和 5 年度の予算額は大きくなるのか。

⇒現時点で次年度の予算額は明言できないが、事業工程のとおり進めて行くためには、今後、予算規模は増加していく見込み。必要な予算を確保出来るように努め、事業を進めて行きたい。

○コスト縮減（p20）した額は、令和 4 年度当初予算の時点で反映されているのか。

⇒令和 4 年度当初予算はコスト縮減を見込んだ額である。

○全体工程における各項目（p7）と各年度予算での実施内容における各項目（p10、p15）の整合がとれていないように見える。

⇒内容について確認し、整合した資料として示せるようにしたい。

○これまで実施してきた置土の知見から、シミュレーションなどにより置土の影響を想定できるのではないかと。置土実験はいつまで実施するのか。

⇒出水時に土砂が想定どおり流下するかという観点での置土実験は終了している。また、シミュレーションによる影響予測も実施済みである。現在は段階的に置土量を増やしながら河床への堆積や環境への影響等を確認するとともに、ダム下流への土砂還元のために置土を実施しているところ。今後も引き続き、年間 28 万 m³ の置土実施に向けて段階的に置土量を増やしながら検証及び下流への土砂還元を続けて行く予定。

○吸引工法とベルトコンベアを用いた置土を比較した際に、ベルトコンベアでは維持費がかかると思うが、それを含めた工法変更の判断なのか。

⇒イニシャルコストではベルトコンベアを用いた置土が安価であり、LCC で比較した場合は吸引工法が安価であるため当初は吸引工法を採用していたが、実証試験の結果実現困難との結論に至った。このため、実現性を含めて改めて検討し、ベルトコンベアを用いた置土工法を採用している。

○全体の最終的な工期・工事費を早く決めていただきたい。

⇒現在地質調査や現場条件等の把握により設計・精査を進めており、早期に工期・工事費を示すことが出来るよう務める。

○工期がまだ残っているので、働き方改革を実施するためには仕事の仕方改革・生産性向上策・DXの本格的取組等が絶対条件である。それぞれどのような具体策を持っているか。
⇒現在実施している実施設計の中で3次元設計を進める事で仮設の配置などが効率的になると考えている。また、今後工事施工段階においても、より生産性が向上出来るような取り組みについて受注者と協議をしていきたい。

三峰川総合開発事業部会

○事業完了まで残り僅かとなっている中で、今後、浚渫やモニタリングに問題が生じた場合、現計画の事業費に収まるのか。

⇒浚渫のコスト縮減などに努め、現計画の事業費に収まるよう対応していく。

○事業完了後も維持管理のための費用が継続的に必要となる。引き続きランニングコスト縮減の方策を検討されたい。

⇒ご意見頂いたとおり試験運用においてコスト縮減となる方策を検討していきたい。

以 上

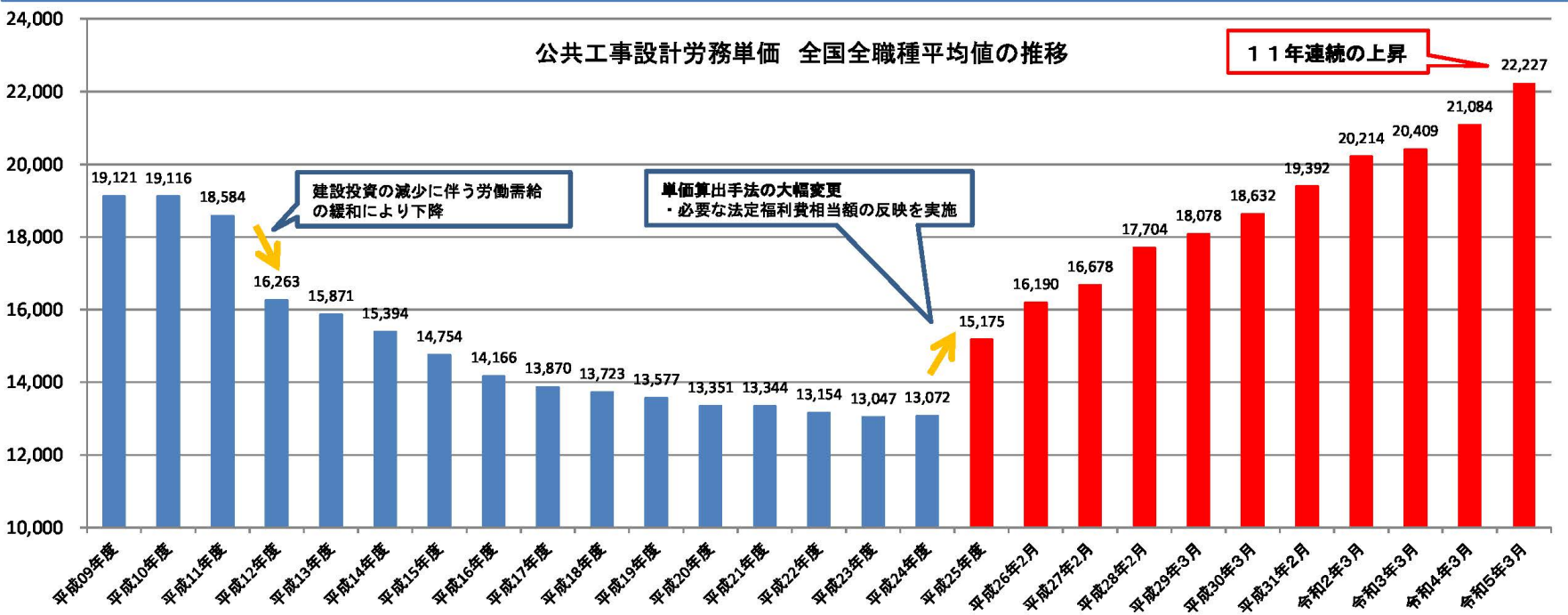
令和5年度 中部地方整備局ダム事業費等監理委員会

令和5年9月7日
中部地方整備局 河川部

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

資料 2

○全国全職種の伸び率は9年ぶりに5%以上となり、単価の平均値は11年連続の上昇



注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

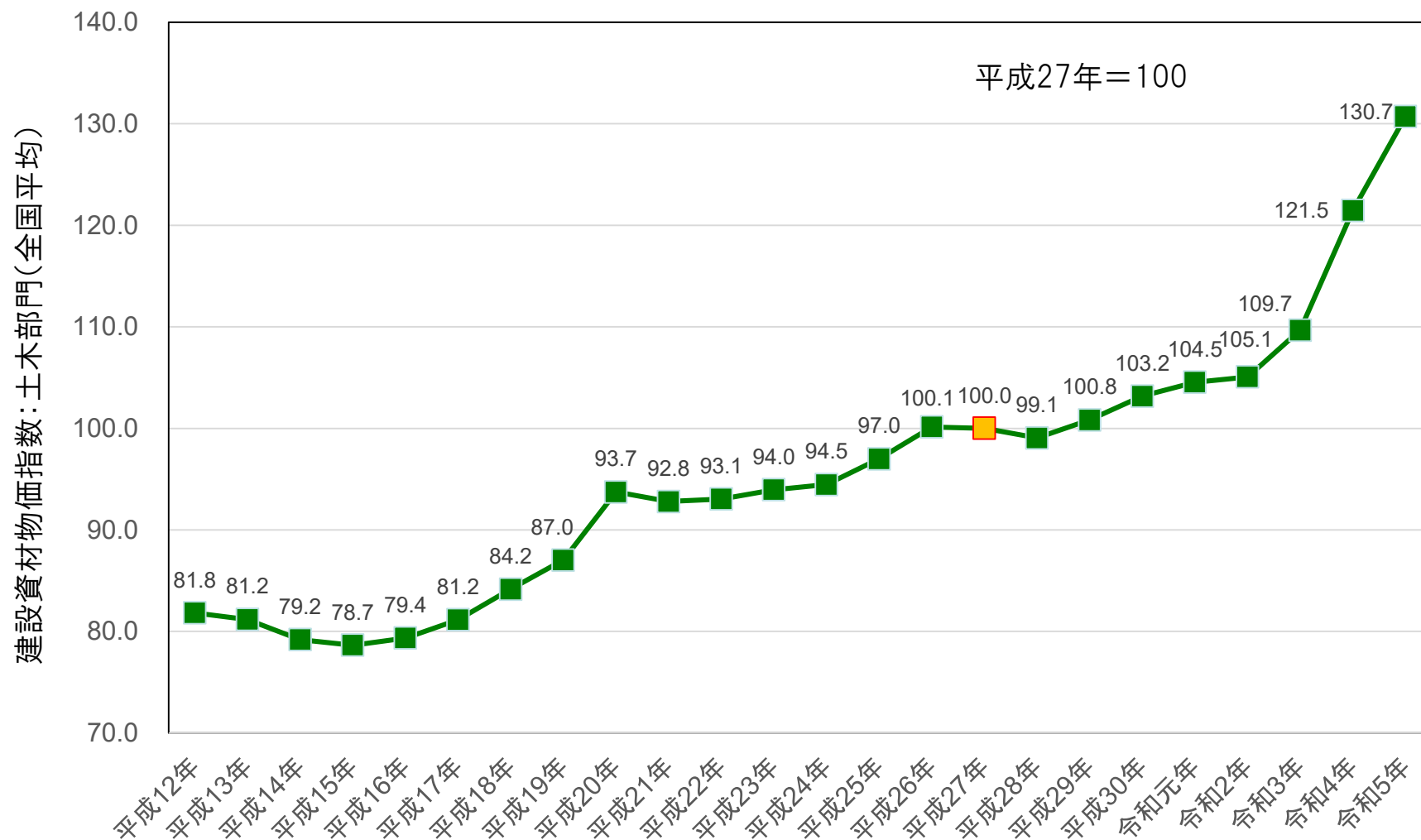
参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	H24比
全職種	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	→ +2.5%	→ +5.2%	+65.5%
主要12職種	+15.3%	→ +6.9%	→ +3.1%	→ +6.7%	→ +2.6%	→ +2.8%	→ +3.7%	→ +2.3%	→ +1.0%	→ +3.0%	→ +5.0%	+65.5%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

社会経済情勢等の変化〔建設資材物価指数:土木部門(全国平均)〕

○令和5年7月時点の「建設資材物価指数」の土木部門(全国平均)では、平成27年の指数を100とした場合、令和5年は130.7まで上昇中。



※グラフは、一般財団法人建設物価調査会WEBサイトに掲載されている値より作成
※平成12年から令和4年の値は、1月～12月の平均値
※令和5年の値は、1月～6月の平均値

社会経済情勢等の変化〔治水事業費指数(河川総合開発)〕

○令和5年6月に公表された「治水経済調査マニュアル(各種資産評価単価及びデフレーター)」の治水事業費指数では、平成27年の指数を100とした場合、令和3年(暫定値)は112.5に上昇。

